

2012年1月

『 え ん ド ル 君 』  
予定利率市場連動型個人年金保険（ドル建）  
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

### 本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-653-666

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

「ご契約のしおり・約款、特に重要な事項のお知らせ」では、商品の詳細、お申込みの撤回等（クーリング・オフ）、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識等について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保存してください。

このパンフレットのご契約例中、募集期間ごとおよび年金支払開始日ごとに設定される予定利率や為替レートの変動があるものについては、仮定の数値を使用し、お支払年金額等を記載しております。したがって、実際にはご契約ごとに適用される予定利率・為替レートが異なり、年金額等も上下します。（年金支払開始日に決定した年金額は、年金受取期間を通して一定です。）

#### 契約年齢について

取扱範囲：20歳～79歳  
 契約年齢は契約日（計算基準日）における満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下の場合は切り捨て、6カ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。  
 (例) 39歳7カ月の被保険者の契約年齢は40歳です。

#### 保険料について

払込方法：一時払（専用口座への振込）  
 最低保険料（1契約あたり）：円入金 5,000USD（5年確定年金）  
 USD入金 10,000USD（5・10・15年確定年金）  
 最高保険料（通算）：保険料円換算額12,000万円相当額  
 （契約年齢 20～69歳 個人契約の場合）

#### 募集期間について

募集期間：毎月1日から当月のAIGエジソン生命の最終営業日まで。  
 一時払保険料は、募集期間中にお振込みください。募集期間中に当社に着金しなかった場合は、お申込み内容通りご契約いただけない場合があります。

#### 解約払戻金について

契約日からの経過期間に応じて、契約者価額から以下の割合を控除した金額を解約払戻金としてお支払いします。解約払戻金は、払込保険料（USD）または保険料円換算額を下回る場合があります。  
 〈解約控除率〉

経過年数	経過年数										
	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
据置期間	10年	10.5%	9.8%	8.1%	7.4%	5.7%	5.0%	4.0%	4.0%	3.0%	—
	6年	8.0%	7.4%	5.8%	5.2%	3.6%	2.0%	—	—	—	—

※月単位の控除率は既に経過した年数の控除率とそれに1年加えた経過年数の控除率を経過した月数で期間按分します。  
 (例) X年Yカ月の控除率の計算（小数点第4位四捨五入）  
 $[X年の控除率 \times (12 - Y) + (X + 1)年の控除率 \times Y] \div 12$

#### 死亡給付金等について

〈年金支払開始日前〉  
 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故を原因としてその事故の日から180日以内に死亡された場合または約款所定の感染症により死亡された場合、死亡日の契約者価額（USD）または一時払保険料（USD）の2倍のいずれか大きな金額を災害死亡給付金（USD）としてお支払いします。  
 2. 上記以外を原因とする死亡の場合、死亡日の契約者価額（USD）を死亡給付金（USD）としてお支払いします。  
 ※年金支払開始日繰下げ期間中に死亡された場合は、死亡の原因にかかわらず、上記2における死亡給付金（USD）をお支払いします。  
 ※円支払特約を付加して請求される場合、会社が死亡給付金受取人からの所定の請求書類を受け付けた日に適用される為替レート（TTM）により上記USD建の（災害）死亡給付金を円換算し、お支払いします。  
 〈年金支払開始日以後〉  
 将来の年金現価を死亡一時金としてお支払いします。

#### 特約について

- 保険料円入金特約  
一時払保険料をUSDルにかえて円によるご入金ができます。
- 円支払特約  
年金・給付金等をUSDルにかえて円により受取ることができます。

#### その他

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。
- この保険は増額・減額のお取扱いいたしません。
- この保険はクーリング・オフ制度が適用されません。
- USDルで年金・給付金等を受取る場合、送金手数料はおお客様負担となります。

お問い合わせ（担当者） ※当社の担当者（生命保険募集人）の権限等については「特に重要な事項のお知らせ」をご覧ください。当社の生命保険募集人であること等の確認は、「AIGエジソン生命フリーコール 0120-981-088・受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）」までご連絡ください。

お取扱い店

#### （ご注意）

##### この保険には為替変動によるリスクがあります

この保険における円からUSDルへの換算またはUSDルから円への換算に用いる為替レートは時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は保険料払込時の円換算額を下回る場合、および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります。この為替リスクはご契約者様に帰属します。

##### 為替レートについて

この保険において保険料円入金・円支払の各特約を付加した場合、円からUSDルへの換算、またはUSDルから円への換算には為替レートはTTM\*1を使用します。（換算の際、「為替手数料」は徴収していません。）ただし、解約の場合は、TTB（TTM－1円）\*2を使用します。  
 なお、同日中に新たなTTMが再公示された場合には、保険料円入金特約によるUSDルから円への換算には最初の公示値を、円支払特約によるUSDルから円への換算には、最終の公示値を使用します。  
 \*1 TTM（対顧客電信仲値）とは銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いる）を基準にして決める顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。  
 \*2 TTMに為替手数料を考慮したレートがTTB（対顧客電信買相場）です。TTBの計算に用いる為替手数料（1円）は2004年5月1日現在の値ですので、変更される場合があります。

##### 税金について（2004年4月現在）

- （災害）死亡給付金を受取られた場合
  - ・ご契約者と被保険者が同一人で、（災害）死亡給付金受取人が相続人の場合 ……相続税
  - ・ご契約者と（災害）死亡給付金受取人が同一人の場合 ……所得税（一時所得）
  - ・ご契約者、被保険者、（災害）死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合 ……贈与税

##### ■年金を受取られた場合

- ・年金受取人がご契約者と同一人の場合 ……所得税（雑所得）
  - ・年金受取人がご契約者と異なる場合 ……所得税（雑所得）
- 年金受取人がご契約者と異なる場合は、年金支払開始の際、年金を受け取る権利（相続税法上の年金受給権評価額）についても贈与税の対象となります。

##### ■年金支払開始時に年金を一括で受取られた場合

一時所得として所得税の対象となります。（契約者＝受取人の場合）

##### ■解約された場合

- ・ご契約から5年以内の解約の場合：解約時の受取額から払込保険料を差し引いた金額に対し、一律20%の源泉分離課税が適用され、税金が源泉徴収されます。
  - ・ご契約から5年超での解約の場合：一時所得として所得税の対象となります。
- ☆保険料入金時の通貨（円/USDル）及び諸支払受取時の通貨（円/USDル）にかかわらず、税務取扱いについては、次の基準日において円換算した金額が適用されます。（税務取扱上の適用為替レート）

項目	円換算基準日	適用為替レート
保険料	保険料領収日（AIGエジソン口座への着金日）	最初TTM
死亡給付金	円支払の場合：死亡給付金請求書類受付日	最終TTM
	ドル支払の場合：死亡日（支払事由発生日）	最終TTB
年金	円支払の場合：年金支払開始日	最終TTM
	ドル支払の場合：毎年の年金支払日	
年金支払開始時の一括受取	年金支払開始日	最終TTM
解約払戻金	解約申出日（フリーコールで申出の場合）または、解約払戻金請求書類受付日	最終TTB

※USDルで保険料を入金された場合は、課税により、税引後の諸支払受取額（USDル）が一時払保険料（USDル）を下回る場合があります。  
 ※上記税務取扱いは、2004年4月現在のものであり、将来的に変更される可能性があります。

##### 銀行預金等との誤認防止について

「『えんドル君』はAIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、AIGエジソン生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険商品は預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。」

# AIGエジソンの 市場連動型個人年金 えんドル君 予定利率市場連動型個人年金保険（USDル建）（ドル建タイプ）



# えんドル君

**AIG** AIGエジソン生命

**AIG** AIGエジソン生命

〒104-6044 東京都中央区晴海1-8-10  
 TEL (03) 5547-2300 (大代表)  
 ホームページ <http://www.AIGedison.co.jp>

# AIGエジソン生命だからできた!ドル建て資産形成商品えんドル君。



保険料をUSDで運用。しかも、受取りはお客様のご希望によりドルでも円でも。予定利率は確定\*のうえに、好リターンが期待できる新しい時代の資産形成商品です。

\*据置期間中の予定利率は、募集期間ごとに市場金利情勢等に応じて毎月設定され、設定後の予定利率は据置期間中確定です。

ドルでも円でも受取れます。

## 1 「好利回り」で「予定利率は確定」

グローバルな運用による、日米金利差を活用したUSD建て資産形成商品です。ご契約時の予定利率は据置期間中変わりません。

## 2 「一括受取」と「年金受取」から選択でき、「ドル」でも「円」でも受取れます。

一時金(据置期間満了時一括受取額)、年金、解約払戻金は、お客様の選択により「ドル」でも「円」でも受取れます。

## 3 円⇄ドルの為替手数料は、いただいておりません。

保険料払込時、一括受取・年金受取時の為替手数料はいただいておりません。  
※但し、解約された場合の為替レートは、TTB(TTM-1円)が適用されます。

## 4 為替リスクにも対応。

- ドルで受取ることにより、円高の影響を避けることができますし、そのまま為替相場の回復(円安)を待つこともできます。
- 据置期間が満了しても年金支払開始日を最長1年まで繰下げ(延長)し、為替相場の回復(円安)を待つこともできます。(繰下げた期間の予定利率は変更されます。)

## 5 災害による死亡の場合は、一時払保険料の2倍をお支払い。

- 年金支払開始日前(繰下げ期間を除く)に、責任開始日以後に発生した不慮の事故を原因としてその事故の日から180日以内に死亡された場合または約款所定の感染症により死亡された場合は、一時払保険料(USD)の2倍の金額を災害死亡給付金(USD)としてお支払いします。
- 上記以外を原因とする年金支払開始日以前の死亡の場合、契約者価額(USD)を死亡給付金(USD)としてお支払いします。

## 6 簡単な手続きでご契約。

申込書の告知欄には、職業等をご記入いただくだけで結構です。医師による診査は必要ありません。(告知内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合がございます。)

ご契約例

●契約年齢……………50歳 男性	●一時払保険料(USD)……………10,000USD
●据置期間……………10年	●据置期間中の予定利率……………2.5%(仮定)
●年金種類……………5年確定年金	●為替レート(TTM)……………110円(仮定)
●保険料円入金特約……………付加	●年金支払開始日以後の予定利率……………下図参照(仮定)

☆仕組図内の数値はすべて仮定ですので、変動する可能性があります。ご契約の際には、必ず為替レートおよび据置期間中の予定利率をご確認ください。

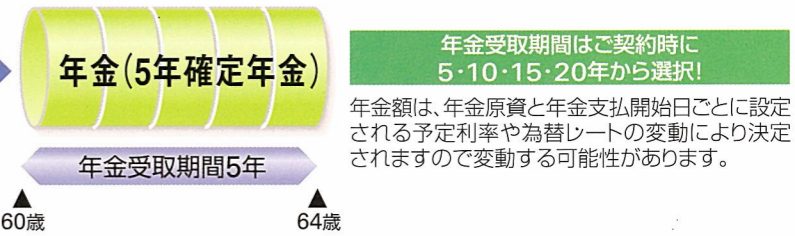


一括受取額  
**12,800.80**  
USD

年平均利回り  
**2.80%**

一括受取の場合		一括受取額	年平均利回り
🇺🇸	ドル受取の場合	<b>12,800.80</b> USD	2.80%
	円受取の場合	1USD=135円の場合 <b>1,728,108</b> 円	5.71%
🇯🇵	円受取の場合	1USD=110円の場合 <b>1,408,088</b> 円	2.80%
	円受取の場合	1USD=85円の場合 <b>1,088,068</b> 円	—

※円受取の場合、年金支払開始日の為替レート(TTM)により、USD建ての年金原資を円に換算します。(受取額が、保険料円換算額を下回る場合があります。)



年金(5年確定年金)受取の場合		年金額(年1回、5年受取り)	
年金支払開始日以後の予定利率		0.5%の場合	1.5%の場合
🇺🇸	ドル受取の場合	<b>2,560.16</b> USD	<b>2,610.86</b> USD
	円受取の場合	1USD=135円の場合 <b>345,622</b> 円	<b>352,465</b> 円
🇯🇵	円受取の場合	1USD=110円の場合 <b>281,618</b> 円	<b>287,194</b> 円
	円受取の場合	1USD=85円の場合 <b>217,614</b> 円	<b>221,923</b> 円

※最低年金額(10万円または600USD)に満たない場合は、確定年金の期間の変更、または年金一括支払となります。(年金支払開始日の繰下げも取扱いできます。)  
※年金支払開始日に決定した年金額は、年金受取期間を通して一定です。円受取の場合、年金支払開始日の為替レート(TTM)により、USD建ての年金原資を円に換算し、年金額を決定します。(年金受取総額が、保険料円換算額を下回る場合があります。)

■年金の種類および据置期間について

年金種類	据置期間
確定年金 5・10・15・20年	6・10年

※20年確定年金は、契約年齢74歳までの場合、選択できます。

■予定利率(据置期間中)について  
募集期間ごとに市場金利情勢等に応じて毎月設定されます。当月の予定利率を必ずご確認ください。設定後の予定利率はご契約時から据置期間を通して一定です。

■予定利率(年金支払開始日以後)について  
年金支払開始日に市場金利情勢等により設定されます。また、設定後の予定利率は年金受取期間を通して一定です。

■保険料払込について  
一時払保険料は、お客様ご本人が専用振込用紙にて、直接AIGエジソン生命指定の銀行口座にお振込みください。

■USDで保険料を入金された場合の留意事項  
課税により、税引後の諸支払受取額(USD)が一時払保険料(USD)を下回る場合があります。

■契約者価額について  
契約者価額は、保険料全体を予定利率で複利計算した額で、契約者が有する将来の年金・給付金を受取る際の基準となる権利金額のことをいいます。

■解約払戻金について  
契約日からの経過期間に応じて、契約者価額から所定の割合(裏面の解約払戻金について参照)を控除した金額を解約払戻金(USD)としてお支払いします。※円支払特約を付加することにより、円でのお支払いもできます。この場合には、為替レートはTTB(TTM-1円)を用いて円換算いたします。(注)解約払戻金は、払込保険料(USD)または保険料円換算額を下回る場合があります。

(例)一時払保険料10,000USD、据置期間10年の場合 (単位:USD)

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	据置期間満了時	
契約者価額	2.00%の場合	10,000.00	10,200.00	10,404.00	10,612.10	10,824.30	11,040.80	11,261.60	11,486.90	11,716.60	11,950.90	12,189.90
	2.50%の場合	10,000.00	10,250.00	10,506.30	10,768.90	11,038.10	11,314.10	11,596.90	11,886.90	12,184.00	12,488.60	12,800.80
	3.00%の場合	10,000.00	10,300.00	10,609.00	10,927.30	11,255.10	11,592.70	11,940.50	12,298.70	12,667.70	13,047.70	13,439.20
解約控除率	10.5%	9.8%	8.1%	7.4%	5.7%	5.0%	4.0%	4.0%	3.0%	—	—	
解約払戻金	2.00%の場合	8,950.00	9,200.40	9,561.27	9,826.80	10,207.31	10,488.76	10,811.13	11,027.42	11,365.10	11,950.90	—
	2.50%の場合	8,950.00	9,245.50	9,655.28	9,972.00	10,408.92	10,748.39	11,133.02	11,411.42	11,818.48	12,488.60	—
	3.00%の場合	8,950.00	9,290.60	9,749.67	10,118.67	10,613.55	11,013.06	11,462.88	11,806.75	12,287.66	13,047.70	—

(注) この商品におけるドル、USDは、アメリカ合衆国通貨(米ドル)を表します。